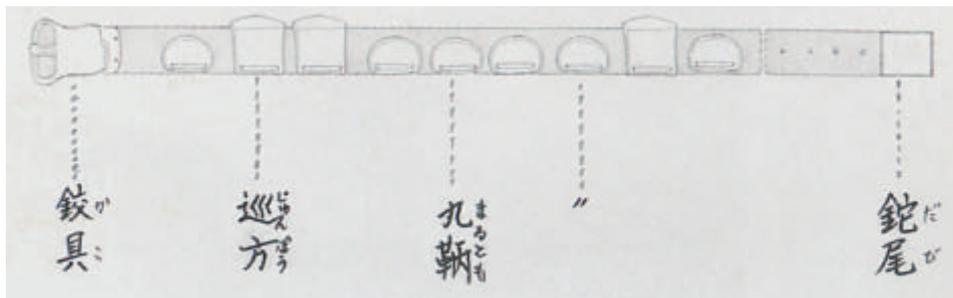


## 90 鈔帶具かたいぐ



指 定 市有形文化財 平成5年7月1日  
 所有者 佐久市

昭和61年（1986）3月五霊西12号古墳発掘で、鈔帶具（鈔具1、巡方1、丸鞆2）のほ  
 ぼ1帯分の種類がそろって出土した。

鈔帶は革帶に鈔と呼ばれる金具を飾っていたので、その名がある。日本では古墳時代に  
 豪族がこれを巻いたとみえ、帯そのものは朽ちてしまっているが、金属遺品である鈔が古  
 墳から出土することがある。鈔帶は出土少なく、極めて特殊な遺物である。

大化の改新（645）により古代国家が成立し、中央、地方の官制が整い位官が制定され  
 ると、官人が位階に応じて鈔帶を用いるように法制化された。

養老2年（718）に制定された養老令の「衣服令」によると、金銀腰帶は五位以上、六  
 位以下は烏油腰帶くろつくりようたいとある。烏油腰帶は、銅鈔に黒漆を塗った黒色の鈔を用いた鈔帶（腰帶）  
 と考えられる。したがって五霊西12号古墳から出土した銅鈔は烏油腰帶であることから、  
 着装者が被葬者で奈良時代の人であり、七位程度の官位をもつかそれに準ずる有力者で、  
 入沢に居住した地方の豪族と推定できる。当時の佐久地方の政治的位置を考えさせられる  
 貴重な遺物である。